

第3回京都府犯罪被害者等支援検討委員会

次 第

日 時：令和4年9月7日（水）

14時00分～17時00分

場 所：ルビノ京都堀川 朱雀の間

1 開 会

2 議 事

（1）犯罪被害者等支援に特化した条例骨子（案）について

（2）京都府犯罪被害者等支援条例（仮称）の対象範囲について

（3）犯罪被害者等支援の施策について

3 事務連絡

4 閉 会

＜配付資料＞

資料1 京都府犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案（項目）

資料2 京都府犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案

資料3 京都府犯罪被害者等支援条例（仮称）対象範囲

資料4-1 犯罪被害者等が刑事・民事手続で必要とする費用及び支援の流れ

資料4-2 犯罪被害者等が生活面で必要とする費用及び支援の流れ

資料5 犯罪被害者等に関する既存制度一覧

参考資料 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例に基づく犯罪被害者等支援計画に関する規定

京都府犯罪被害者等支援検討委員会（第3回）

出席者名簿

【委員】

| 氏名 | 御所属 |
|--------|-------------------------|
| 黒川 雅代子 | 龍谷大学短期大学部社会福祉学科教授 |
| 曾我部 真裕 | 京都大学大学院法学研究科教授 |
| 高橋 みどり | 京都弁護士会 |
| 中川 るみ | 一般社団法人京都社会福祉士会相談役 |
| 平井 紀夫 | 公益社団法人京都犯罪被害者支援センター副理事長 |
| 藤岡 一郎 | 京都産業大学名誉教授 |
| 藤垣 浩二 | 与謝野町防災安全課長（京都府町村会） |
| 吉岡 宏典 | 京都府警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室長 |

（五十音順、敬称略）

【事務局】

| | |
|-------|-------------------------|
| 益田 結花 | 京都府府民環境部長 |
| 永本 正勝 | 京都府府民環境部副部長 |
| 舟木 健広 | 京都府府民環境部安心・安全まちづくり推進課長 |
| 高橋 香織 | 京都府府民環境部安心・安全まちづくり推進課参事 |

第3回 京都府犯罪被害者等支援検討委員会

令和4年9月7日(水)午後2時～
ルビノ京都堀川 朱雀の間

藤岡委員長

黒川委員

高橋委員

平井委員

吉岡委員

曾我部委員

中川委員

藤垣委員

安まち係員

安まち係員

安心・安全まちづくり
推進課長

府民環境部
部長

府民環境部
副部長

安心・安全まちづくり
推進課 参事

安心・安全まちづ
くり推進課

府警察

家庭
支援課 京都犯罪被害者支
援センター

政策法務課

府民環境
総務課

審議席

傍聴席

記者席

入口

資料1

京都府犯罪被害者等支援条例（仮称） 骨子案（項目）

第1章 総則

| | |
|---------------|---|
| 第1条 目的 | |
| 第2条 定義 | ※新たな定義を追加 犯罪被害者等支援に関する学校の責務を新たに条項に盛り込むため、学校の定義を追加。 |
| 第3条 基本理念 | |
| 第4条 府の責務 | |
| 第5条 府民の責務 | |
| 第6条 事業者の責務 | |
| 第7条 学校の責務 | ※第2回での意見を踏まえ、新たに盛り込み 学校の責務として、二次被害の防止、犯罪被害者等である児童生徒等への必要な配慮を行うことを規定。 |
| 第8条 民間支援団体の責務 | |
| 第9条 支援に関する計画 | 安心安全まちづくり条例において犯罪被害者等支援に関する計画の策定が義務づけられているため、安心安全まちづくり条例に基づく計画と一体となって本条例に基づく計画を策定することを追加。 |

第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的な施策

| | |
|----------------------------|---|
| 第10条 相談、情報の提供等 | |
| 第11条 心身に受けた影響からの回復 | |
| 第12条 日常生活の支援 | ※第2回での意見を踏まえ、新たに盛り込み 犯罪被害者等が日常生活を早期に営むことができるよう、情報の提供、助言等必要な措置を行うことを規定。 |
| 第13条 安全の確保 | |
| 第14条 居住の安定 | |
| 第15条 雇用の安定 | |
| 第16条 経済的負担の軽減 | |
| 第17条 保護、刑事手続の過程における配慮及び支援 | ※第2回での意見を踏まえ、新たに盛り込み 保護、刑事手続の過程における犯罪被害者等の人権への配慮、また、犯罪被害者等の負担軽減のため、必要な施策を講じることを規定。 |
| 第18条 損害賠償請求に関する情報の提供等 | ※第2回での意見を踏まえ、新たに盛り込み 犯罪被害者等の損害賠償請求の適切かつ円滑な実現を図るために、必要な施策を講じることを規定。 |
| 第19条 重大な事案における支援 | ※第2回での意見を踏まえ、新たな事項を追加 人の生命、身体に甚大な被害が及ぶ重大な事案が発生した場合に、関係機関等と連携協力して義援金の募集等必要な施策を講じることを追加。 |
| 第20条 府内に住所を有しない者等への支援 | ※第2回での意見を踏まえ、新たに盛り込み。 府外居住者が府内で犯罪等の被害を受けた場合に、その者が居住する都道府県等と連携して必要な支援を行うことを規定。 |
| 第21条 インターネット上の誹謗中傷事案に対する支援 | |
| 第22条 民間支援団体等に対する支援 | |
| 第23条 府民の理解の促進 | ※第2回意見を踏まえ、内容を修正 府民理解を深めるため、市町村、学校等、民間支援団体等と連携して広報啓発、教育の充実等必要な施策を講じることを追加。 |

第3章 犯罪被害者等支援に関する推進体制等

| | |
|-----------------|--|
| 第24条 支援調整会議 | 条文見出しを総合的な支援体制の整備から支援調整会議に変更 |
| 第25条 人材の育成 | 大学、民間支援団体等と連携して犯罪被害者等支援を担う人材育成のための研修等必要な施策を講じることを追加。 |
| 第26条 個人情報の適切な管理 | ※第2回での意見を踏まえ、内容を修正。 犯罪被害者等支援における個人情報の取扱いは本人同意を前提としているため、個人情報保護法（条例）上、第三者提供に関する制限が及ばないため、個人情報の適切な管理のみについて規定。 |
| 第27条 財政上の措置 | |

資料2

京都府犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、府、府民、事業者、学校及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の推進に関する必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって、社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようとするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等により被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する高等課程を置くものに限る。）をいう。
- (7) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生じることのないよう十分に配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されるよう行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、府、市町村、府民、事業者、学校、民間支援団体その他の関係機関が協働して社会全体で推進されなければならない。

(府の責務)

第4条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の関係機関との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 府は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に推進することができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(府民の責務)

第5条 府民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮しなければならない。

2 府民は、府及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、事業活動において二次被害を生じさせることのないよう十分配慮しなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等となった従業員の就業に関し、必要な配慮を行わなければならない。

3 事業者は、府及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校の責務)

第7条 学校は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、教育活動において二次被害を生じさせることのないよう十分配慮しなければならない。

2 学校は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等となった児童、生徒及び学生の学校生活に関し、必要な配慮を行わなければならない。

3 学校は、府及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、府及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援に関する計画)

第9条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「支援計画」という。）を定めるものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する基本的な方針
- (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策その他必要な事項

3 支援計画は、京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（平成16年京都府条例第42号）第3条第1項に規定する犯罪被害者等に対する支援に関する計画と一体のものとして策定するものとする。

- 4 知事は、支援計画の策定に当たっては、犯罪被害者等及び府民の意見を反映するため必要な措置を講じるものとする。
- 5 知事は、支援計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
- 6 知事は、支援計画に基づく施策の実施状況について、毎年度公表するものとする。
- 7 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、支援計画の見直しを行うものとする。
- 8 第4項及び第5項の規定は、支援計画の変更について準用する。

第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的な施策

(相談、情報の提供等)

第10条 府は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講じるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第11条 府は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により受けた心身の被害から早期に回復できるよう、その心身の状態等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講じるものとする。

(日常生活の支援)

第12条 府は、犯罪等の被害により従前の日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等が日常生活を早期に営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。

(安全の確保)

第13条 府は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講じるものとする。

(居住の安定)

第14条 府は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の住居を確保するため、府営住宅（京都府府営住宅条例（昭和42年京都府条例第10号）第2条第1号に規定するものをいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講じるものとする。

(雇用の安定)

第15条 府は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深めるための啓発その他の必要な施策を講じるものとする。

(経済的負担の軽減)

第16条 府は、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。

(保護、刑事手続の過程における配慮及び支援)

第17条 府は、犯罪被害者等の保護又はその被害に係る刑事手続の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされるよう、犯罪被害者等の心身の状態、その置かれている状況等に関する理解を深めるための研修その他の必要な施策を講じるものとする。

2 府は、犯罪被害者等が受けた被害に係る刑事手続等の過程において、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等支援に精通している弁護士等による相談対応その他の必要な施策を講じるものとする。

(損害賠償請求に関する情報の提供等)

第18条 府は、犯罪被害者等が受けた被害に係る損害賠償の請求が適切かつ円滑になされるよう、損害賠償の請求に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。

(重大な事案における支援)

第19条 知事は、府内で犯罪等により人の生命及び身体に甚大な被害を及ぼす重大な事案が発生した場合には、市町村、警察、民間支援団体と協働して、当該事案に対応するための支援態勢を整え、緊急的に必要な支援を実施するものとする。

2 府は、前項の事案が発生した場合においては、当該事案により被害を受けた犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことの助けとなるよう、国、市町村、民間支援団体その他の関係団体との連携並びに府民及び事業者の協力の下、義援金の募集及び配分その他の必要な施策を講じるものとする。

(府内に住所を有しない者等への支援)

第20条 府は、府内に住所を有しない、又は居住していない者が府内で発生した犯罪等により被害を受けた場合には、当該犯罪等により犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講じるものとする。

2 府は、当該犯罪被害者等が住所を有し、又は居住する都道府県及び当該都道府県に所在する民間支援団体と連携して、前項の施策を講じるものとする。

(インターネット上の誹謗中傷事案に対する支援)

第21条 府は、犯罪被害者等がインターネット上の誹謗中傷により直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、インターネットに関する専門的な知識を有する者を紹介する等必要な施策を講じるものとする。

2 府は、国、民間支援団体その他の関係機関と連携して、前項の施策を講じるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第22条 府は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるように、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。

2 府は、犯罪被害者等支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）が支援を行うことにより犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修その他の必要な施策を講じるものとする。

(府民の理解の促進)

第23条 府は、犯罪被害者等支援に関する府民の理解を深めるとともに、犯罪被害者等支援が社会全体で推進されるよう、市町村、学校、民間支援団体その他の関係機関と連携して、広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講じるものとする。

2 府は、前項の施策の推進に当たっては、府民が犯罪被害者等が直面している各般の問題やその置かれている状況等を知ることができる機会の提供に努めるものとする。

第3章 犯罪被害者等支援に関する推進体制等

(支援調整会議)

第24条 知事は、市町村、警察、民間支援団体と共に犯罪被害者等支援を一体となって推進するため、犯罪被害者等支援のための調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置するものとする。

2 支援調整会議は、犯罪被害者等が直面している各般の問題に応じた必要な支援を迅速かつ適切に行うため、府、市町村、警察、民間支援団体が行う犯罪被害者等支援の内容に関し、必要な協議を行うものとする。

3 知事は、犯罪被害者等が府、市町村、警察、民間支援団体のいずれに支援を求めた場合においても、犯罪被害者等が必要な支援を迅速かつ適切に受けることができるよう、前項の協議を行うものとする。

(人材の育成)

第25条 府は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、大学、民間支援団体その他の関係機関と連携して、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修その他の必要な施策を講じるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第26条 府は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等に係る個人情報を適切に管理しなければならない。

2 府は、支援従事者に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等に係る個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

(財政上の措置)

第27条 府は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

京都府犯罪被害者等支援条例（仮称） 対象範囲

◇対象範囲は、属人主義を基本としつつ、属地主義で補完

| 犯罪被害者 | 及び | 家族又は遺族 | 府民の方 | 府民以外の方 | 府民以外の方 | 家族又は遺族の範囲 |
|--|----|--|------|---|--|--|
| <p>①府民の方</p> <ul style="list-style-type: none">京都府内に住所を有する者京都府内に住所を有していないが、京都府内に居住している者 | | <p>③府民の方</p> <ul style="list-style-type: none">京都府内に住所を有する者京都府内に住所を有していないが、京都府内に居住している者 | | <p>②府民以外の方</p> <ul style="list-style-type: none">府民の方が、犯罪等の被害にあった場合には、犯罪等の発生場所が京都府の区域内又は区域外を問わず、支援の対象とする。 | <p>④府民以外の方</p> <ul style="list-style-type: none">府民の方が、犯罪被害者の家族又は遺族（居住地）又は犯罪等の発生場所が京都府の区域又は区域外を問わず、支援の対象とする。 | <p>⑤府民以外の方</p> <ul style="list-style-type: none">京都府内に通勤・通学している者京都府内で事業活動を行っている者京都府内に旅行などで滞在している者京都府内を電車などで通過している者など |
| | | | | | <p>京都府民以外の方が、京都府の区域内で犯罪等の被害にあった場合には、支援の対象とする。</p> | |
| | | | | | | <p>・ 犯罪被害者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹など犯罪被害者と法律上の身分関係にある者</p> <p>・ 犯罪被害者と法律上の身分関係がない場合であっても、これと同視しうる事情にある者を含む。</p> |